



各 位

平成 27 年 5 月 18 日

会 社 名 豊田合成株式会社
代表者名 取締役社長 荒島 正
(コード番号:7282 東証、名証第1部)
問合せ先 法務部長 古田 信行
(TEL . 052 - 400 - 1425)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、平成27年6月17日開催予定の当社第92回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役の招聘に伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第26条第2項を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第33条第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第26条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">新 設</p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む)の会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第33条 省 略</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第33条 現行どおり</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

3. 日程

本定款変更は、平成27年6月17日(水曜日)に開催する予定の当社第92回定時株主総会に付議する予定であります。

以上